

地方分権改革に関する 提案募集に係る意見

全国知事会

令和5年8月1日

総論

- 本年の重点募集テーマとして設定されている「連携・協働」及び「人材（担い手）確保」については、これまで全国知事会の提言で求めてきた内容でもあり、特に積極的な対応を求める。
- 昨年重点募集テーマとして設定された「計画策定等」については、昨年度末に閣議決定された「ナビゲーション・ガイド」等を踏まえ、関連する提案について引き続き積極的な対応を求める。
- 計画策定等以外の義務付け・枠付けの見直しに関する提案についても、これまでの地方分権改革推進委員会勧告の趣旨等を踏まえ、引き続き迅速な対応を求める。
- 各府省からの第1次回答については、対応困難や引き続き検討とされたものが多く、今後の検討過程において実現に向けた積極的な対応を求める。

1. 重点募集テーマ

(「連携・協働」及び「人材(担い手)確保」)に係る意見

(連携・協働に係る提案：17件、人材(担い手)確保に係る提案：20件)

今回重点募集テーマに設定していただいた「連携・協働」及び「人材(担い手)確保」は、全国知事会としても求めてきた内容

(令和4年7月29日全国知事会提言22-1 一(2)多様な行政主体の連携)

現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。～(略)～ 国と地方の關係に留まらず、都道府県と市町村の關係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の關係等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用する取組を更に推進すること。

⇒ 提言の趣旨を踏まえ、特に積極的な検討を求める。

「連携・協働」に係る提案の具体例

管理番号68（重点事項）

住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報に係るプッシュ型通知の導入

支障

都道府県が納税者の本人確認のために最新の住所情報を把握するには、住基ネットで照会を行う必要があるが、照会に際し納税者・都道府県双方に負担が生じている。

また、納税通知に際し最新の住所情報を事前に税務システムに反映させることは実務上難しく、最新の住所情報を反映していないデータに基づき納税通知を行わざるを得ないが、郵便返戻される通知の再発付手続きのため、都道府県・市区町村双方に負担が生じている。

提案内容

住所等に変更が発生した場合に、住基システムから都道府県等にプッシュ型で情報を提供する。



制度改正による効果

都道府県等が最新の情報を効率的に取得することが可能となり、事務負担の軽減及び納税者の利便性向上に資する。

「人材（担い手）確保」に係る提案の具体例

管理番号47（重点事項）

幼保連携型認定こども園の保育教諭等の確保に資する特例措置の延長

支障

特例措置が廃止されると、幼保連携型認定こども園における職員の確保が困難になる。

提案内容

令和7年3月31日までとされている

- ① 幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等の資格要件の緩和（幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを持つ者は、保育教諭等になることが可能）
 - ② 保育士資格及び幼稚園教諭免許のどちらか一方を持っている者に対するもう一方の資格・免許取得要件の緩和（必要な単位数の軽減）
- の特例措置を当分の間延長する。



制度改正による効果

幼保連携型認定こども園における安定した人材確保が可能となる。
また、既存施設の幼保連携型認定こども園へのスムーズな移行が実現できる。

2. 計画策定等に係る意見

(計画策定等に係る提案：11件)

計画策定等に係る見直しについては、各種提言等において繰り返し求めてきたところ、令和5年3月31日に閣議決定された「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」や、令和5年6月1日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2023」において、国の積極的な方針が示された。

(効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド)

- ・ 地方公共団体が事務を処理することとしようとする場合、～(略)～当該事務に係る将来に向けた意思決定の仕方及びその意思決定の表現の形式は地方公共団体の判断に委ねることを原則とする。
- ・ 計画等の形式によることを選択肢の1つとする場合には、～(略)～その計画等に係る体系について明らかにするよう努めるものとする。
- ・ 地方公共団体に対して計画等の策定を求めようとする場合には、計画体系の整序の観点から既存の計画等の統廃合等に努める

(経済財政運営と改革の基本方針 2023)

国・地方を通じた効率的・効果的な計画行政を推進するため、各府省は、地方に係る制度の検討に当たっては、まず、計画以外の形式を検討する。その上で、計画によらざるを得ないと考える場合には、あらかじめ地方六団体に説明を行い、理解を得るよう努めることとする。既存計画については、統廃合や事務負担の軽減を行うとともに、毎年、見直しの進捗状況を公表する。内閣府は、各府省の六団体への説明に先立ち、各府省からの事前相談に応じ必要な支援を行う。進捗状況や新たに生じる課題を踏まえ、各府省に必要な対応を促す。

⇒ 「ナビゲーション・ガイド」や「経済財政運営と改革の方針 2023」に記載された原則を遵守いただき、関連する提案について積極的な対応を求める。

管理番号70

地域医療介護総合確保基金の管理方法及び計画の策定方法の見直し

支障

地域医療介護総合確保基金は、造成年度ごとに管理することとされており、過年度に実施した貸付事業に係る返還金等が生じた場合や、過年度の基金を活用して事業を実施する場合には、過年度計画を修正する必要がある。

現在、各都道府県では平成26年度以降の9計画を管理しており、事務が複雑化し、業務負担が大きい。また、毎年度管理する基金・計画が増えるため、今後更なる業務負担の増加が見込まれる。

提案内容

基金を造成年度ごとに管理するのではなく、総額のみを管理する方法に改める。

また、基金造成年度ごとに計画を策定・修正するのではなく、毎年度、1つの計画に当該年度以降実施する事業をまとめ、まずは基金の積立残を活用し、不足が生じる場合は基金を積み増す方法に改める。



制度改正による効果

計画の策定・修正及び基金管理のための業務の簡素化及び事務処理誤りを起こすリスクの低減に資する。

3. 義務付け・枠付けのうち「従うべき基準」に係る意見 (「従うべき基準」に係る提案：10件)

「従うべき基準」については、制度的な課題として認識し、見直しについて提言を行ってきた。

(令和4年7月29日全国知事会提言22)

～(略)～義務付け・枠付けの見直しなど、地方分権改革は着実に進展してきた。しかし、法令の規律密度の高さや「従うべき基準」をはじめとした国の関与などにより、地方が自ら意思決定するための自治立法権を十分に行使できない現状が続いており、～(略)～

⇒ **「従うべき基準」については制度的な課題として横断的に見直しを行い、原則として参酌基準化する等、地方分権改革推進委員会の第3次勧告の趣旨を踏まえた見直しを求める。**

管理番号169,170,171 (重点事項)

特定地域づくり事業協同組合制度における労働者派遣先の拡大・拡充

支障

特定地域づくり事業協同組合制度は、移住者等を派遣労働者として雇用し、地域の社会の維持・活性化に資することを目的とする制度であり、人口急減地域において、都道府県知事の認定を受けた事業協同組合が、組合が職員として期間を定めず雇用した者を対象として、労働者派遣事業を許可ではなく届出で実施することを可能にして、地域の仕事を組み合わせることで年間を通じた仕事を創出するものである。

人口急減地域にある農山村では、産業構造が偏っており、農閑期など地域の仕事が少ない時期では組合が労働者の派遣先を確保できず、制度を活用できない。

提案内容

- ① 派遣可能な業務を、現在禁止されている建設業務などに拡大する。
- ② 組合員以外の者による事業の利用可能な割合を拡大する。(現行：100分の20以内に制限)
- ③ 組合が位置する市町村の区域外の事業所への派遣が可能となるよう緩和する。



制度改正による効果

派遣可能な仕事が増えることにより、通年の雇用を確保することができ、地域の担い手確保に資する。

4. こども・子育てに係る意見

- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針 2023」において、少子化のトレンドを反転させるべく、「こども未来戦略方針」に沿って政府を挙げて抜本的な政策の強化を図ることが掲げられている。
- ・ 本年の提案募集にかかる有識者会議においても、「こどもを生き育てやすい社会の実現に向け、要件や手続きの見直し等によりサービスの円滑な提供等を図るもの」は重点事項に挙げられている。

⇒ いずれも全国知事会として高く評価。積極的な検討を求める。

こども・子育てに係る提案提案の具体例

管理番号225（重点事項）

小規模放課後児童クラブへの補助に係る大臣承認を必要としない類型の追加

支障

山間地、漁業集落、へき地、離島以外で実施する児童の数が10人未満の支援の単位については、厚生労働大臣の承認を受けなければ交付対象にならないため、毎年度、厚生労働省へ複数件の協議を行う必要があり、事務負担が生じている。

また、現在の交付金制度では、当初は児童数10人以上と見込んでいたものの実績として児童数が10人を下回りかつ協議時期を逃した場合などに、交付対象外となるおそれがある。

提案内容

児童数10人未満の小規模放課後児童クラブに対する交付金の交付要件として、特定の土地条件に該当する地域以外は厚生労働大臣の承認が必要となっていることについて、これまでの承認実績を考慮し、他地域（中山間地域、オールドニュータウン等）の類型についても大臣承認を必要としない類型として定める。



制度改正による効果

地方自治体の事務負担が軽減されるほか、こども・子育て支援の充実に資する。

(以下、参考資料)

○ 国と地方の適切な役割分担の構築のため、全てに共通して以下の事項を求める。

- ・ 現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。このため、国・都道府県・市町村間における実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。人材の効果的な活用という観点から、関係者間の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用する取組を更に推進すること。
- ・ 地方公共団体における計画等の策定は、努力義務規定や「できる」規定であっても、国庫補助金等の交付要件となるなど実質的な義務化により、国の過剰な関与が存在しているため、制度的な課題として計画策定等を規定する法令等の見直しや、内容の重複や必要性の低下がみられる計画の統廃合、他団体との共同策定を可能とするなど横断的な見直しを行うこと。
- ・ 事務区分（自治事務・法定受託事務）、並行権限、国の関与や義務付け・枠付けについては、地方分権推進計画や地方分権改革推進委員会の第2次勧告及び第3次勧告で設定されたメルクマール等の範囲内とすること。

○ 全ての提案に共通して以下の事項に責任をもって対処し、地方に提示することを求める。

- ・ 各府省からの第1次回答において、現行規定により対応可能であるとされたものについて、要綱等においてその旨を明確にするなど提案主体の納得が得られるよう具体的な作業スケジュール等を示しながら、説明責任を果たすこと。
- ・ 事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を円滑に進めるため、財源措置、権限移譲などのスケジュール、研修の実施やマニュアルの整備などについて、地方の意見を十分に反映して、具体的な検討と調整を早期に進めること。
- ・ 特に財源措置については、移譲に伴って生ずる新たな財政需要の内容を具体的かつ早期に示すとともに、それらに対応する財源を確実に措置すること。
- ・ 地方が自らの判断と責任において、地域の実情に応じた施策を実施できるように、国の過剰な関与や規制のうち、地方側の課題意識が強い分野については、ナビゲーション・ガイドのように、制度的な課題として捉え抜本的な見直しを行うこと。

全国知事会「地方分権改革の推進について」（抜粋） R5.7.26決議（1/5）

1 国と地方のパートナーシップの強化

（2）多様な行政主体の連携

- ・ 現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。このため、各地方公共団体への権限や財源の配分、義務付け・枠付けの見直しに合わせ、国・都道府県・市町村間において、人事交流や人材育成、職員同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。人材の効果的な活用という観点から、国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用する取組を更に推進すること。

全国知事会「地方分権改革の推進について」（抜粋）R5.7.26決議（2/5）

2 計画策定等の見直し

- ・ 本来、地方公共団体における計画等の策定は、地域の課題や現状を踏まえ、住民と合意形成を行い、地域全体で主体的な取組を進めるために活用すべきものである。しかし現実には、依然として計画等の策定を新たに義務付ける法令の規定が創設されているほか、努力義務規定や「できる」規定であっても国庫補助金等の交付の要件として計画等の策定が求められるなど実質的な義務化により、国の過剰な関与が存在し、その対応に多大な労力を要するといった課題がある。地方分権改革有識者会議においても、令和3年及び令和4年の「提案募集方式」において「計画策定等」を重点募集テーマに設定するなど、見直しに向けた取組や検討が行われた結果、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」（以下、「ナビゲーション・ガイド」という。）の策定など継続的な見直しに向けた環境整備が着実に進められていることを評価する。各府省においては、地方の意見を十分に反映しつつ、政策立案や法案作成の都度、ナビゲーション・ガイドの順守状況を内閣府に報告するなど、当該ガイドが実効性を持つように運用するとともに、計画等の策定による地方の負担の軽減に資する具体的な取組を進めること。
- ・ 法令等の見直しと併せて、現在は計画等の策定を通じて財政措置を行っている各政策に関して、引き続きその政策目的を達成するために必要な財源保障を行うこと。
- ・ 今後、計画等の策定による地方の負担が増大することがないように、内閣提出法案のみならず議員立法も含め、計画等の策定を求める法令の規定や通知等は原則として新たに設けないこととし、法令上の措置については、事前のチェックを行うこと。

全国知事会「地方分権改革の推進について」（抜粋）R5.7.26決議（3/5）

3 地方分権を実感できる改革の深化

（1）「従うべき基準」の見直し

- ・ 国が地方の自主性を著しく制限する「従うべき基準」については、地方分権改革有識者会議において、提案募集方式の取組に加え、制度的な課題として横断的に見直しを行い、原則として参酌基準化することなどによって、多様な地域の実情に応じたルールづくりの役割を地方公共団体に委ねること。
- ・ 特に「従うべき基準」によって、制度の細かな運用の部分まで国が関与していることから、保育所における保育室等の居室面積に関する基準や訪問看護ステーションの看護師等の人員に関する基準をはじめとして、地域の実情に合った施策の実施が可能となるよう、見直しの実現に向けた検討を進めること。

（2）自治立法権の拡充・強化

- ・ 地域の実情に合った施策の実施が可能となるよう、義務付け・枠付けの緩和、法令の統廃合や簡素化、規律自体の削減などにより過剰過密な法令を見直し、自治立法権の拡充・強化を図ること。
- ・ 新たな立法により、地方が実施しなければならない計画等の策定をはじめとする事務事業の増加や、「従うべき基準」の新設といった状況が生じている。このため、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において示された「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化、政府における「チェックのための仕組み」の確立など、新たな事務事業や義務付け・枠付けが必要最小限のものとなるための仕組みを構築すること。
- ・ 地方が自らの判断と責任において、地域の実情に応じた施策を実施できるように、国の過剰な関与や規制のうち、地方側の課題意識が強い分野については、ナビゲーション・ガイドのように、制度的な課題として捉え抜本的な見直しを行うこと。

全国知事会「地方分権改革の推進について」（抜粋）R5.7.26決議（4/5）

3 地方分権を実感できる改革の深化

（3）事務・権限の円滑な移譲等

- ・ 住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねていくという基本的な考え方に基づき、受け皿としての広域連合の活用も含め、国から地方への事務・権限の移譲についても、引き続き取り組んでいくこと。

4 地方分権を実現するための枠組みの強化

（3）「提案募集方式」の見直し

- ・ 「提案募集方式」は、地方分権改革の手法として一定の役割を果たしているが、地方の意欲と知恵を十分に活かせるよう制度を拡充すること。例えば、「実現できなかったもの」とされた提案については、今後、地方から支障の根本的な解決が必要とされた場合には、再度検討対象とするなど、改めてその実現に向けて尽力すること。
- ・ 提案の検討及び提案後の調整に当たっては、具体的な支障事例や制度改正の効果などの立証責任を地方のみに課すのではなく、国が地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任を十分に果たせない場合には、原則として地方への権限移譲や規制緩和を行う方式とすること。
- ・ これまでの対応方針において、「検討を行う」又は年次を示して「結論を得る」とされた事項について、今後の検討において重点事項として取り上げるなど、政府全体として適切なフォローアップを行い、提案の実現に努めるとともに、その結果については地方に速やかに情報提供すること。

全国知事会「地方分権改革の推進について」（抜粋） R5.7.26決議（5/5）

6 地方分権改革を推進するにあたり、さらに検討を深める事項

- ・ 従来から議論のある条例による「上書き権」の問題に関しては、現行の法体系全体との整合性や個別法の趣旨目的などを踏まえつつ、地域の実情に応じた施策を地方が実施できるよう、法令の規律密度の緩和による自治立法権の拡充・強化と併せて、罰則のあり方についての検討も含め、引き続き法律と条例の関係についての議論を深めていくこと。
- ・ 地方分権改革のこれまでの成果の上に立ち、国の立法プロセスに地方の声を一層反映していくとの観点から、憲法改正に向けた議論において、地方自治の基本である住民自治と団体自治を憲法に明記することや、参議院選挙区の合区の早期解消、地域代表制のあり方、自治立法権・自治財政権の拡充・強化などの議論を積極的に行うこと。

＜平成26年から令和5年までの福祉分野における「従うべき基準」に関する提案＞

年	件数	主な提案内容
平成26年	59件	・保育所の居室等の面積、保育士の配置、児童福祉施設における食事提供方法にかかる「従うべき基準」の見直し
平成27年	8件	・訪問看護ステーションの開業要件の緩和 ・サービス付き高齢者向け住宅の要件緩和
平成28年	12件	・サテライト型養護老人ホームの設置基準の見直し ・保育所の人員配置基準の「参酌すべき基準」への見直し
平成29年	23件	・放課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」の参酌化等 ・保育所等の人員配置基準の緩和
平成30年	10件	・福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準緩和 ・児童養護施設の保育士配置の基準緩和
令和元年	7件	・福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準の見直し
令和2年	5件	・小規模多機能型居宅介護の定員に関する基準の見直し ・保育所における居室面積に関する基準の見直し
令和3年	2件	・保育室等の居室面積に関する基準の緩和特例措置期限の廃止 ・居宅療養管理指導の人員基準の見直し
令和4年	2件	・小規模保育施設の職員配置基準の緩和 ・介護保険制度における訪問リハ及び通所リハの指定基準の緩和
令和5年	7件	・保育所等の居室面積基準の特例に係る期限の廃止 ・主任介護支援専門員等に係る配置要件の見直し